

(卒業認定に関する方針)

- ・ 京都第一赤十字看護専門学校学則第 29 条（卒業）による。
- ・ 本校に 3 年以上在学し、第 25 条 別表第 1《教育課程》に定める授業科目を履修し、103 単位を修得した者について卒業を認定する。
- ・ 欠席日数が出席すべき日数の 3 分の 1 を超える者については、卒業を認めない。
- ・ 教育会議にて卒業認定を審議する。